

資 料

バルト海域の海洋環境保護に 関する条約

佐 伯 富 樹

1974年3月18日から22日までヘルシンキにおいて「バルト海域の海洋環境保護に関する外交会議」が開催された。この会議には、デンマーク王国、フィンランド共和国、ドイツ民主共和国、ドイツ連邦共和国、ポーランド人民共和国、スウェーデン王国、ソビエト社会主義共和国連邦の7カ国が参加し、「バルト海域の海洋環境保護に関する条約」を採択した。

バルト海の沿岸人口は約1億4000万人であり、これらの人間の活動によりバルト海域の汚染はきわめて危険な状態になっているといわれる。沿岸諸国のなかでバルト海域の汚染に重大な関心を最初にいただいたのは、スウェーデンであるが、近隣諸国の国際的な関心も次第にたかまり、1970年1月には、欧州審議会の諮問会議が、海洋汚染に関する法的問題についての勧告を採択し、そのなかでバルト海沿岸諸国間で汚染源を防止する協定が結ばれることを希望している。⁽¹⁾ 同年デンマーク政府は、バルト海の汚染防止条約作成のため沿岸諸国会議を発想し、数カ国と接触をもった。⁽²⁾

このような沿岸諸国の国際的関心は、ポーランドのダダニスクで開催されたダダニスク会議においてまず結実し、前記7カ国は「汚染防止宣言」と「バルト海およびベルト、グダニスク海における漁業および生物資源の保全に関する条約」を1973年9月13日採択したのである。この条約は、漁獲量の割当て、年度ごとの漁業地域および時期の指定を含む漁業方式の決定等を規定した。⁽³⁾ そして、第二段階として、試訳した本条約の採択とな

ったのである。

試訳の基礎にした原文は、第三回国連海洋法会議に参考資料として提出された文書 (A/CONF. 62/C.3/L.1 22 July 1974) である。

なお、本条約の性質上、試訳にあたっては次のものを参考にした。芹田健太郎「海洋環境保全に関するカナダ案について——海の環境保護と国際法(二)——」神戸商船大学紀要第一類・文科論集・第22号、環境庁長官官房国際課『国連人間環境会議の記録』環境庁 1972年。

最後に、本条約において重要な位置を占める附属書を省略したことをおことわりしたい。(1975年1月16日)

バルト海域 (Sea Area) の海洋環境保護 (Protection) に関する条約

本条約の当事国は、

バルト海域の海洋環境がもつ欠けがえのない (indispensable) 経済的、社会的および文化的価値そして締約国の人民のためその生物資源を認識し；

バルト海域がもつ特別な (exceptional) 水路学的および生態学的特徴そしてその生物資源の環境上の変化に対する感受性 (sensitivity) を留意し；

バルト海域における人類の活動が急速に活発化してきたこと、かなりの人口がその集水地域 (catchment area) 内に生活すること、そして、集約的農業および林業と同じく締約国が高度に都市化され工業化された状態であることに注目し；

空気ではこぼれる汚染物質によるのと同じく、川・河口 (estuarinet)・排水口 (outfalls) およびパイプライン・投棄および船の通常の運行による排水のような多くの源から生じるバルト海域の汚染が増加することに深い関心をもって注目し；

締約国が、その人民のためにバルト海域の海洋環境の価値を保護し高める責任のあることを認識し；

バルト海域の海洋環境の保護および高揚は、国家努力により有効に達成されることが不可能な作業であることを確認するのみならず、密接な地域的協力およびこれらの作業を実施することを目的とするその他の適切な国際的措置が緊急に必要とされることを確認し；

関連する最近の国際条約が各締約国にとって効力が発生した後でさえも、バルト海域の海洋環境を保護し高めるためのあらゆる特別の要請にこたえていないことに注目し；

バルト海域の海洋環境の保護および高揚に際して、特に締約国間の科学的小および工業技術的協力の重要性を注目し；

バルト海域における一層の地域的協力を発展させることを希望し；この可能性および要請は、1973年のバルト海およびベルト（Belts）、グダニスク（Gdansk）海における漁業および生物資源の保全に関する条約の署名によって確認された。

欧州諸国間の平和的協力および相互理解の欠くべからざる部分として、バルト海域の海洋環境保護の地域的政府間協力の重要性を認識し；

次のとおり協定した：

第1条 条約の範囲

この条約の目的のために“バルト海域”はボスニア湾、フィンランド湾および北緯57°44'8"のスカージェラック(Skagerrak)にあるスコー(Skaw)岬の緯度線によって区分されるバルト海への入口を含むバルト海本体である。それは締約国の内水を含まない。

第2条 定義

この条約の目的のために：

1. “汚染”は、人間が河口を含む海洋環境へ物質またはエネルギーを直接、間接に導入(introduction)することを意味する。このことは、人間の健康を危くし、生物資源および海洋生物(life)をきずつけ、漁業を含む海洋の正当な利用をさまたげ、海水利用の質をそこない、そして快適

さを減少するような有害な (deleterious) 結果になる ;

2. "陸起源の汚染" は, 沿岸から海水, 空気ではこぼれるかまたは直接に海に到達する陸からの排水によってひきおこされる海の汚染を意味する。これは, パイプラインの排水口をも含む。

3. a) "投棄" は次のことを意味する :

(i)海上の船舶, 航空機, プラットホームまたはその他の人造の構築物からの廃棄物, 他の物 (matter) の海上におけるすべての故意の処分 (any deliberate disposal) ;

(ii)海上の船舶, 航空機, プラットホームまたはその他の人造の構築物の海上におけるすべての故意の処分 ;

b) "投棄" は次のことを含まない :

(i)海上の船舶, 航空機, プラットホームまたはその他の人造の構築物およびそれらの装備の通常の作動に付随するか, その作動から生じてきた廃棄物, 他の物の海上における処分。これは, かかる物の処分のために作動する海上の船舶, 航空機, プラットホームまたは人造の構築物によって輸送されるか, それらに対して輸送される廃棄物または他の物, もしくは, かかる船舶, 航空機, プラットホームまたは構築物における廃棄物, 他の物の処置から生じるものを含まない ;

(ii)たんなる処分以外の目的のための物の配置 (placement)。但し, かかる配置は, この条約の目的に反しないものとする。

4. "船舶および航空機" は, あらゆるタイプの水によるまたは空気によるクラフト (craft) を意味する。これは, 水中舵の船 (boats), 空気ばね (air-cushion) の乗物, 潜水しうるもの, 自力推進であるか否かを問わず浮動するクラフトそして固定, 浮動のプラットホームを含む ;

5. "油" は, 原油, 燃料油, 沈せき物 (sludge), 残か油 (oil refuse) そして精製品 (refined products) を含むあらゆる形態の石油を意味する ;

6. "有害 (Harmful) 物質" は, 海に投入されたならば, 汚染をひき

おこす原因となるあらゆる危険な、有毒な (noxious) またはその他の物質 (substance) を意味する；

7. "事故 (Incident)" は、有害物質またはかかる物質を含む流出物の海への現実のまたは蓋然的な (probable) 排水をともなり出来事を意味する。

第3条 基本的原則および義務

1. 締約国は、バルト海域の汚染を防止し減少させるために、そして、バルト海域の海洋環境を保護し高めるために、あらゆる適切な立法、行政、その他の関連措置を個々にまたは共同でとる。

2. 締約国は、この条約の実施がバルト海域外の海域の汚染増加の原因にならないことを保障するために、その最善の努力をする。

第4条 適用

1. この条約は、バルト海域の海洋環境の保護のために適用する。この海洋環境は、その生物資源および海洋生物の他の形を含む水本体、海床からなる。

2. 各締約国は、その領海に関する主権を損なわずに、領海内においてこの条約の規定を締約国の国内当局 (national authorities) によって実施する。

3. この条約の規定は各締約国の主権下にある内水に適用されないが、締約国は、この条約の目的がこれらの水域 (waters) で達成されるよう保障する義務をおう。但し、その主権を害さないものとする。

4. この条約は、国家が所有しているかまたは国家が運行しており、当分、政府の非商業的役務にのみ使用されているあらゆる軍艦、海軍補助艦、軍用航空機、または他の船舶および航空機には適用しない。

但し、各締約国は、自国が所有し運行するかかる船舶、航空機の運行または運行上の性能をそこなわない適切な措置を採用し、かかる船舶、航空機が、合理的かつ実行可能なかぎり、この条約と一致する方法で活動する

ことを保障する。

第5条 危険物質

締約国は、この条約の附属書Ⅰに明記されている危険な物質が、空気、水ではこぼれるかまたはその他の方法でバルト海域に入ることをさまたげる義務をおう。

第6条 陸起源の汚染に関する原則と義務

1. 締約国は、バルト海域における海洋環境の陸起源の汚染を管理し (control) 最少にするためあらゆる適切な措置をとる。

2. 締約国は、この条約の附属書Ⅱにしたがい有毒物質 (substances and materials) による汚染を管理し厳格に制限するためあらゆる適切な措置をとくにとる。このため各締約国は排水、環境の質、上記の物質を含む生産品そしてそれらの使用に関して、特別のプログラム、指針、規準または規制の発展および採用について、相互に時宜に協力する。

3. 該当する国内当局による事前の特別許可がえられない場合、この条約の附属書Ⅱに掲げられた物質を、影響を及ぼす量でバルト海域の海洋環境へ入れてはならない。当該特別許可は、定期的に再検討される。

4. 該当する国内当局は、この条約の附属書Ⅱに掲げられた物質が影響をおよぼす量ほど排水されたとみなす場合、この条約の第12条に付言されている委員会へ、排水量、排水の質および方法に関して通告する。

5. 締約国は、排水許可をくらすための共通規準を確立し採択するよう努力する。

6. 締約国は、有害物質によるバルト海域の汚染を管理し最少にするため、この条約第5条の規定をふまえて、さらに附属書Ⅲに列挙されている目標に到達し規準に適応することを目的とする。

7. 二またはそれ以上の締約国の領域を通過して流れるかもしくは数カ国間の国境を形成している河川 (watercourse) からの排水が、バルト海域の海洋環境の汚染をひきおこす可能性がある場合、当該締約国は、かか

る汚染を防止し減少させるために適切な措置を共同してとる。

8. 締約国は、有毒物質によるバルト海域の空気による汚染を減少させるために最良の実行可能な手段（means）を使用するよう努力する。

第7条 船舶からの汚染防止

1. 油、油以外の有害物質の故意の（deliberate）、過失または偶発的な（accidental）排出（release）そして船舶からの汚水、ごみ等（garbage）の排水による汚染からバルト海域を保護するために、締約国はこの条約の附属書Ⅳにのべられている措置をとる。

2. 締約国は、客船および貨客船（combination carriers）の特別な必要性を相互に考慮し油の残留物（residues）、油以外の汚水、ごみ等を含む有害物質を収容する設備の能力および位置に関して、一定の必要条件（uniform requirements）を発達させ適用する。

第8条 遊覧船（Pleasure craft）

締約国は、遊覧船に適切に適用されることが可能なこの条約の条文を実施し、さらに、遊覧船の運行によってひきおこされるバルト海域の海洋環境への有害な結果を減少させるため特別措置をとる。この措置は、遊覧船からの廃棄物のための適当な収容設備をとくにとり扱う。

第9条 投 棄 防 止

1. 締約国は、本条の第2項および4項により、バルト海域における投棄を禁止する。

2. しゅんせつされた土等の投棄は、この条約の附属書Ⅴの規定にしたがい該当する国内当局による事前の特別許可をえなければならない。

3. 各締約国は、以下の船舶および航空機が本条の規定に従うよう保証する義務を負う：

- a) その領域に登録されているかその旗をかかげている；
- b) 投棄される予定の物をその領域または領海内で積載している；

または

c) その領海内で投棄することに従事していると信じられている :

4. 本条の規定は、以下の場合に適用しない。海上の人命または船舶、航空機の安全が、その完全な破壊または完全な損失 (total loss) により脅やかされているか、人命に危険をおよぼすあらゆる場合で、もしも投棄が脅威をさける唯一の方法であると思われ、そしてかかる投棄によって生じる損害 (damage) が投棄しなければ生じると思われる損害よりも少いことがきわめて確率がたかい場合。かかる投棄は、人命または海洋生物にとって損害がおこる可能性 (likelihood) を減少させるようにおこなわれるべきである。

5. 本条第4項のもとでおこなわれた投棄は、この条約の附属書Ⅵに従いがい報告され処理される。そして附属書Ⅴ規定 (Regulation) 4の条文にしたがい、この条約の第12条に付言されている委員会へもただちに報告される。

6. 本条の条文に違反していると疑われる投棄の場合は、締約国はこの条約の附属書Ⅳ規定2にしたがい事態 (the matter) の調査に協力をする。

第10条 海床およびその底土の探査、開発

各締約国は、海床およびその底土の一部の探査、開発もしくはすべてのそれに関する諸活動から生じるバルト海域海洋環境の汚染を防止するためあらゆる適切な措置をとる。各締約国は、適当な準備 (equipment) が、当該海域の汚染のすみやかな減少を直ちに開始することをまた保証する。

第11条 海洋汚染と戦う協力

締約国は、油または他の有害物質によるバルト海域の汚染を除き減少させるために、この条約の付属書Ⅵに規定されている措置をとり協力する。

第12条 組織上、機構上の枠組

1. バルト海洋環境保護委員会（The Baltic Marine Environment Protection Commission）、以下“委員会”として引用される、はこの条約の目的のためにこれにより設立される。

2. 委員会の議長職は、英語の国名のアルファベット順で順番に各締約国にわりあてられる。

議長は、2年の期間を任期とし、当議長職の期間中、自国の代表者として活動することができない。

議長職が空席になった場合、委員会の議長を務める締約国は、当該締約国の議長職の期間が満了するまで職にとどまる後継者を指名する。

3. 委員会の会合は、議長の招集により1年に少なくとも一度開催される。他の締約国が承認するならば、一締約国の要請により、議長はできる限りすみやかに議長が決定する時期、場所において特別会合を招集する。但し、この招集は当該要請の付託された日から90日以内におこなわれるものとする。

4. 委員会の最初の会合は、寄託政府により招集され、この条約の効力発生の日から90日の期間内に開催される。

5. 各締約国は、委員会で一票を有する。この条約において別段の定めがない場合、委員会は全会一致でその決定をおこなう。

第13条 委員会の任務

委員会の任務は：

- a) この条約の実施を継続的に観察すること；
- b) この条約の目的に関する措置を勧告すること；
- c) 附属書を含むこの条約の内容の再検討を継続すること、そして、附属書を含むこの条約にとって必要と思われる修正を締約国に勧告すること。これは、新附属書の採択と同様に物質（substances and materials）のリスト内の変更をも含む；
- d) とくにこの条約の附属書Ⅲにより、汚染管理規準、汚染減少の目標および措置に関する目標を明確にすること；

- e) 本条の f) 号を考慮に入れ、該当する政府団体と密接に協力してバルト海域の海洋環境を保護するためそして以下の目的のために追加の措置を促進する；
- (i) 利用可能なソースから関連する科学的、工業技術的および統計上の情報を受理、処理、要約し広めること；
そして
- (ii) 科学的、工業技術的調査を促進すること；
- f) この条約の目的にかなう他の関連活動と同様に科学的、工業技術的研究 (research) に協力する権限ある地域的および他の国際機構の助け (services) を適宜にもとめること；
- g) この条約の条件のもとで適当と思われる他の任務 (functions) をひきうけること。

第14条 委員会の行政規定

1. 委員会の作業語は英語とする。
2. 委員会は手続規則を採択する。
3. 委員会の事務所 (office), 以下 "事務局" はヘルシンキにおく。
4. 委員会は一名の行政官 (Executive Secretary) を任命し、必要と思われる他の人員を任命するための規定を作成し、そして、行政官の任務任期および条件を決定する。
5. 行政官は、委員会の主要な行政職員であり、この条約の実施 (administration), 委員会の作業そして委員会および手続規則により行政官に委任された他の職務に必要な任務を遂行する。

第15条 委員会の財政規定

1. 委員会は、財政規則を採択する。
2. 委員会は、提出された経費の年間または二年ごとの予算そしてこの後続く会計期間の予算案 (budget estimates) を採択する。
3. 委員会が採択するすべての補正予算を含む予算の金額は、締約国に

よって等分に分担される。但し、委員会がこれとことなる決定を全会一致で採択した場合は除く。

4. 各締約国は、委員会への代表者、専門家およびアドバイザーの参加に関する費用を支払う。

第16条 科学的、工業技術的協力

1. 締約国は、直接もしくは権限のある地域的または他の国際機構を通じて適宜に、科学、工業技術および他の研究分野で協力し、この条約の目的のために他の科学的情報と同様にデータを交換する義務をおう。

2. この条約の第4条1、2および3項を損なわずに、締約国は、直接もしくは権限のある地域的、他の国際機構を通じて、バルト海域の汚染、経路、暴露、危険性、救済（remedies）の性質および範囲のアセスメントのための方法、手段の発展を目的とする計画の研究を適宜に促進し、ひきうけ、支持しまたはその計画に貢献する義務を負う。そして、バルト海域の海洋環境の汚染を生じるおそれのある物および物質の措置、廃棄および除去の代替方式をとくに発達させる義務をおう。

3. 締約国は、直接もしくは権限のある地域的、他の国際機構を通じて適宜に、相互に比較可能な観察方式（inter-comparable observation methods）を発展させる点、基線研究を遂行する点およびモニタリングのための補助または共同計画を確立する点で、本条の第1項および2項により得られた情報、データを基礎にして協力する義務をおう。

4. 前項にのべられている任務（tasks）の実施に関連する作業の組織および範囲は、委員会によって最初に概略が記される。

第17条 損害責任

締約国は、この条約に違反して、作為(acts)または不作為(omissions)から生ずる損害責任に関する原則をできるかぎり早く共同して発達させ受け入れる義務をおう。これは、責任の限定、規準および責任決定の手續および利用可能な救済策（remedies）をとくに含む。

第18条 紛争の解決⁽⁴⁾

1. この条約の解釈、適用に関して締約国間に紛争が生じた場合、当該国家は交渉により解決をもとめる。当該国家が合意に達することができない場合、第三の締約国、資格ある (qualified) 国際機構、資格ある個人 (person) の周旋をもとめまたは共同して仲介を要請する。

2. 当該国家が交渉によりその紛争を解決することができなかつた場合、もしくは、前述した方法に合意することができなかつた場合、かかる紛争は、特別の (ad-hoc) 仲裁裁判所、常設仲裁裁判所または国際司法裁判所へ共通の協定にもとづき付託される。

第19条 一定の自由の保護 (Safeguard)

この条約においては、いかなるものも領海の無害通行権と同様に、公海の航行、漁業、海洋科学調査および他の適法な使用の自由をそこなうように解釈されてはならない。

第20条 附属書の地位

この条約に付せられている附属書は、条約の不可分の一部をなす。

第21条 他の条約との関連

この条約の規定は、将来締結される条約と同じく過去において締結された条約による締約国の権利義務を害するものではない。これらの条約は、この条約が基礎をおく海洋法 (the Law of the Sea) の一般原則、とくに海洋環境の汚染防止に関する規定を促進し発展させる条約である。

第22条 条約の改正

この条約の一般的改正のための会議は、締約国の同意もしくは委員会の要請にもとづき招集される。

第23条 条約の条項に対する修正

1. 各締約国は、この条約の条項に対する修正を提案する。このように提案されたすべての修正は、寄託政府に送付され、当該政府によりすべての締約国に通知される。すべての締約国は、通知をうけた後、できるだけすみやかにこの修正を受理するか否かを寄託政府へ通報する。

修正は、寄託政府がすべての締約国からの当該修正の受理の通告を受けた後90日で効力を生じる。

2. 締約国の合意または委員会の要請にもとづき、この条約を修正するために会議が招請される。

第24条 附属書の修正および採択

1. 締約国が提案する附属書のいかなる修正も、寄託政府により他の締約国へ通知され委員会において審議される。委員会が採択した場合、当該修正は締約国へ通知され受諾を勧告される。

2. かかる修正は、委員会が定める期間の終りに受諾されたものとみなす。但し、当該期間内に、締約国のいかなる一国も修正に抗議しなかった場合。受諾された修正は、委員会が定めた日に効力を生ずる。

委員会が定めた期間は、以下の場合、6カ月の追加期間延長され、修正の発効日はそれにしたがって延期される。すなわち、例外的な場合として、委員会が定めた期間の満期以前に、いずれかの締約国が提案を受諾する意思はあるが、かかる受諾のための憲法上の要請が自国において満たされていないと寄託政府へ通報する場合。

3. この条約の附属書は、本条の規定にしたがい採択される。

4. 寄託政府は、本条にもとづき発効するすべての修正、新附属書の採択に関して、および、かかる修正、新附属書が効力を生ずる日に関してすべての締約国へ通報する。

5. 本条におけるいかなる抗議も、寄託政府へ文書による通告によっておこなわれる。寄託政府はかかるすべての通告および受諾の日をあらゆる締約国、行政官へ通告する。

第25条 留 保

1. この条約の規定は、留保が認められない。
2. 本条の第1項の規定は、この条約の附属書、その一部の適用またはそれに対する修正を当該附属書またはその修正が効力を生じた後一年をこえない期間、締約国が停止することをさまたげるものではない。
3. この条約が効力を生じ締約国が本条第2項の規定を援用する場合、締約国は本条第2項にしたがい停止される規定を、委員会が附属書の修正または新附属書を採択した時に他の締約国へ通報する。

第26条 署名, 批准, 承認および加入

1. この条約は、1974年3月18日より22日までヘルシンキで開催されたバルト海域の海洋環境保護に関する外交会議に参加したバルト海諸国による署名のために、1974年3月22日ヘルシンキで開放しておく。この条約は、条約の目的 (the aims and purposes) をはたすことに興味をもつ他のいずれの国家にも加入のため開放しておく。但し、当該国家が、すべての締約国によって招請されることが必要である。
2. この条約は、署名国によって批准または承認されなければならない。
3. 批准、承認または加入書は、フィンランド政府に寄託され、フィンランド政府は寄託政府の任務を遂行する。

第27条 効力発生

この条約は、第7番目の批准書または承認書が寄託された後、2カ月して効力を生じる。

第28条 脱 退

1. この条約の効力発生の日から5年の期限の後、いずれの締約国も、寄託政府にあてた書面の通告によって、いつでもこの条約から脱退できる。当該脱退は、寄託政府が通告された年の翌年の12月31日にかかる締約国にとって効力を生じる。

2. 締約国による脱退通告があった場合、寄託政府は、脱退の効果を審議する目的のために締約国の会合を招集する。

第29条 言 語

この条約は、英語の唯一の謄本で起草された。デンマーク、フィンランド、ドイツ、ポーランド、ロシア語およびスウェーデン語への公式の翻訳は、署名された原本で準備され寄託される。

（末文省略）

註

- (1) ジャン・ピエール ケヌデック，桑原輝路訳「海洋汚染と国際法」法政理論（新潟大学）第5巻3号，pp. 54～55参照。
- (2) 同上，p. 65 注90 参照。ソ連が，近隣諸国との共同の汚染防止努力に参加するのは比較的遅かったといわれる。M. I. ゴールドマン著，都留重人監訳『ソ連における環境汚染—進歩が何を与えたか—』岩波書店，1973年，pp. 315～316 参照。
- (3) 毎日新聞，1973年9月14日朝刊，参照。
- (4) 本条第1項の原文のなかで *by negtation* とあるのは *by negotiation* のタイプミスと思われる。